



第72回全国労働衛生週間を迎えて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、さらなる労働衛生管理活動を



名古屋北労働基準監督署長 柳澤 隆文

日頃より、労働衛生対策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和25年に始まり、今回で72回目となる令和3年度の全国労働衛生週間が、10月1日から7日まで全国一斉に実施されています。

今回は「向き合おう！」

「こころとからだの 健康管理」を全体のスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生

参考にしていただき、取り組みをお願いいたします。

管理活動のより一層の促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関し、副スローガンとして「うつらぬうつさぬルールとともにみんなで守る健康職場」を設けて、事業場における感染防止の徹底を呼び掛けています。

当署管内で発生した休業4日以上の業務上疾病は5年連続で増加し、令和2年は前年の88件から23・4%増加の109件となりました。

この109件を傷病類別に見ると、「負傷に起因する疾病」が54件と最も多く、このうち44件が「災害性腰痛」となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡

大により「病原体による疾病」が26件の増加となりました。さらに、愛知県内での発生件数が全国ワーストワンとなつた熱中症も、死亡災害1件を含む13件発生しています。

令和2年の定期健康診断結果では、何らかの有所見がある割合は60・8%と前年よりも増加しています。検査項目別では、血中脂質、肝機能、血圧などで有所見率が高くなっています。

今後病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる状況が増えることが想定されます。「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」が策定されていますので、

参考にしていただき、取り組みをお願いいたします。

署の窓口や電話での長時間労働やハラスメントに関する労働相談が数多く寄せられており、脳心臓疾患や精神障害による労災請求事案数も高止まりの傾向にあります。労働時間を適正に把握管理し、長時間労働者に対する医師の面接指導を行うなどの過重労働による健康障害防止対策、ストレスチェック制度の活用やメンタルヘルス不調者への対応などのメンタルヘルス対策、そしてハラスメント防止の対策等を事業場において講ずることがこれまで以上に重要なことがあります。

さまざまな職場で使用されるいる化学物質による健康障害を防止するためには、特別規制の対象となつてないものを含めて、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づくリスクの低減対策の検討と実施が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための基本的事項である「取組の5つのポイント」をはじめ各職場の実態に即した感染予防対策を徹底しつつ、会員の皆様の事業場におけるこころとからだの健康管理や健康職場づくりのために、全国労働衛生週間を契機として、さらなる労働衛生管理活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

第72回全国労働衛生週間スローガン
「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」

副スローガン

「うつらぬうつさぬルールとともにみんなで守る健康職場」